

横浜市立鶴ヶ峯中学校 「いじめ防止基本方針」

令和5年3月1日改訂

1 いじめの防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

<いじめ防止等の対策に関する基本理念>

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- ①いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で人間として絶対に許されない重大な人権侵害であり、その防止に向けて全校で取り組みます。
- ②いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切な対応を行います。
- ③生徒自らが、安心して豊かに生活できる学校や集団を築くように、道徳教育や平和教育を重視し、いじめを許さない土壌と豊かな自己有用感を養い、いじめを未然に防止することに努めます。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、生活指導部、養護教諭、特別支援コーディネーター

※必要に応じて心理や福祉等の外部の専門家の参加を求めます。

(2) 委員会の運営

①定例（隔週）

校長、副校長、生徒指導専任、学年主任、養護教諭により、情報交換及び追跡調査を行います。

②事案発生時

いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。

いずれの場合も、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

(3) 委員会の活動内容

①いじめの未然防止に関すること

- ・ 道徳教育の充実や平和教育の推進、人権作文等
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動の生徒及び保護者への周知
- ・ 生徒会を中心とした生徒の主体的な取組への支援

②いじめの早期発見に関すること

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・ アンケート調査の実施、教育相談の充実

③いじめ事案に対する対応や措置に関すること

- ・ 事実関係の把握のための聞き取り調査等及び迅速な情報共有
- ・ いじめを受けた生徒に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
- ・ 保護者との連携

④いじめの防止に関する取組の検証

- ・ 学校いじめ基本方針に基づく年間計画の作成・実行・修正
- ・ 学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

学校教育全般を通じて、生徒が安心して生活でき、自己有用感や充実感を養い、生徒の豊かな情操と道徳心を培うことができるよう、道徳教育や体験活動の充実を図ります。

①平和教育の推進

- ・本校の特徴である平和教育を中心とした3年間を見通した平和教育プログラムを押し進めることで生徒の自主性や道徳心を高めます。

②人権教育の推進

- ・全校生徒が取り組む夏季「人権作文」や「人権講演会」等を通じて、人権について深く考え、いじめや卑劣な振舞をしない、許さない、見過ごさないことを徹底します。

③生徒の主体的な取組への支援

- ・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくるなど、いじめ防止に対して生徒が自主的に行う生徒会活動を活発化するよう支援します。
 - 生徒会を中心としたいじめ対策
 - ・生徒総会における「いじめ防止全校スローガン」のPR等いじめ防止の啓蒙を行います。
 - 学年や学級を中心としたいじめ対策
 - ・評議委員会や学年委員会を中心とした「いじめ撲滅運動」の活性化を図ります。

(2) いじめの早期発見・未然防止

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、それを見逃すことなく早い段階から適切な関わりを持つことができるよう、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを見逃さないことを徹底します。

①生徒対象いじめアンケートの実施 ・年5回（4月、5月、9月、12月、1月）

※5月、12月…YP（横浜プログラム）アンケート及びいじめ解決一斉キャンペーン

②教育相談からの聞き取り活動 ・年3回（4月、9月、1月）

③SC（スクール・カウンセラー）・SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）の活用

④いじめ相談窓口の設置・外部相談機関へのつなぎ

- ・いじめ相談窓口を設置し、生徒及び保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。
- ・関係機関との連携を強化し、生徒及び保護者に対し紹介するなど、効果的な相談活動ができるように体制を整備します。

⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対処及び情報モラル教育の推進

- ・年間を通じて生徒へ「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止を訴えるだけでなく、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会を行います。

⑥挨拶運動の推進

- ・毎朝行われている「挨拶運動」をPTAの活動とともに推進し、生徒理解に生かすとともに、生徒が安心して過ごせる教育環境を整備します。

⑦YP（横浜プログラム）の実施

- ・YPによって生徒の「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」の社会的スキルを向上させ、いじめを未然に防止する学級風土を整備します。

（３）いじめに対する措置

①いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

- ・正確な実態の把握に努め、直ちにいじめ防止対策委員会にて情報を共有するとともに、学校として組織的な対応を検討し、迅速な対応につなげます。
- ・いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、適切に管理します。
- ・各教職員は、生徒から聞き得た情報について、適切に記録します。

②被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援

- ・被害生徒を守り通すという共通認識のもと、被害生徒の事情や心情に寄り添い、状態に合わせた継続的なケアを行います。
- ・加害生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、事情や心情を十分に聞き取りながら、再発防止に向けた適切な指導と支援を行います。
- ・保護者との連絡を丁寧に行い、事情や心情に配慮しながら、適切な支援と指導を行います。

③関係機関との連携

- ・状況に応じて、警察署等の関係機関や専門機関との連携を図ります。

（４）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできず、継続的に状況確認を行いながら、再発等を防止するための支援が必要です。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされていることが必要です。

ア いじめに係る行為が止んでいること

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が少なくとも３か月止んでいる状態を確認し、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により直接聞き取ります。学校いじめ防止対策委員会において適切に判断します。

また、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

(5) 教職員等への研修

いじめの定義やインターネットを使用した犯罪や被害・中傷等の事例研究、子どもの心理、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる生徒理解研修など、いじめの防止と効果的な対応ができるよう、教職員の意識・スキルを高める校内研修を充実させます。

(6) 学校・家庭・地域連携事業等の活用

いじめの問題をはじめ、学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

(7) 年間計画

月	取組内容
4月	・校内研修(いじめの定義・生徒指導) ・生活(いじめ)アンケート、教育相談① ・スマホ・ケータイ安全教室
5月	・校内研修(生徒理解・教育相談) ・いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート) ・Y P (横浜プログラム) アンケート ・教育課程説明会で基本方針説明
6月	・学・家・地連、・不動丸小学校鶴ヶ峰中学校合同学校運営協議会 ・修学旅行(3年) ・非行防止教室 ・中学校ブロック会議
7月	・保護者面談 ・人権作文
8月	・校内研修(教育課題解決) ・横浜こども会議(中学校ブロックでの話し合い)
9月	・生活(いじめ)アンケート、教育相談②
10月	・不動丸小学校鶴ヶ峰中学校合同学校運営協議会
11月	・保護者面談(3年)
12月	・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート) ・Y P (横浜プログラム) アンケート ・人権講演会 ・保護者面談
1月	・生活(いじめ)アンケート、教育相談③
2月	・学・家・地連、不動丸小学校鶴ヶ峰中学校合同学校運営協議会
3月	・年間の振り返り、新年度への引継
年間	・朝の挨拶運動(毎週木曜) ・平和学習(学年ごとに計画的に実施) ・いじめ防止対策委員会(隔週・随時)

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項では、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

付則

- 1 平成26年1月31日策定
- 2 平成30年1月25日改訂
- 3 令和2年3月3日改訂
- 4 令和5年3月1日改訂